平成２６年（フ）第２６１号
群馬県吾妻郡中之条町大字岩本1549番地
債務者　關　　敏子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６３号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字矢倉557番地１
矢倉団地―２
債務者　岡部　愛子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４３号
埼玉県東松山市若松町２丁目６番39号
債務者　渡邉　　旭
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２６６号
沖縄県那覇市字国場19番地２　キャッスル寿301
債務者　冨田富美子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第８３４号
埼玉県朝霞市栄町３丁目３番31号
債務者　岡本　幸一
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８４９号
埼玉県桶川市泉２丁目10番３号　メゾンピルテ３―102号
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６１号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地18　サンパークハイツ102
債務者　谷川　史麿
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６２号
さいたま市緑区東浦和２丁目３番地18　サンパークハイツ102
債務者　伊藤麻従子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２３号
さいたま市大宮区三橋２丁目571番地２
債務者　山中　賢二
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７７号
埼玉県川口市大字伊刈167番地の２　エクセルマルク101号
債務者　石黒　　輝
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６７号
埼玉県熊谷市久下１丁目117番地　シティーホームズ行田３―310号、旧住所埼玉県深谷市山河756番地５
債務者　関　　拓哉
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３１５号
愛知県岡崎市柱曙１丁目９番地６　イーストマンション幹203
債務者　眞﨑真奈美
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
大阪府和泉市府中町５丁目21番２―1203号
債務者　泉池　敏彦
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
大阪府貝塚市半田1022番地１棟716号
債務者　本田　　薫
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４１７号
大阪府和泉市伯太町１丁目１番２号　和泉しんのう庵、前住所大阪府和泉市光明台３丁目１番９―301号
債務者　橋本　玉枝
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
大阪府貝塚市海塚549番地９ロジュマン海塚Ⅰ405号、前住所和歌山県新宮市三輪崎３丁目13番16号
債務者　松尾　菅子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４３０号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地23棟103号
債務者　西出　忠顯
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係